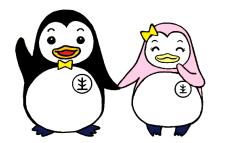
## 更生保護における 居住支援について



更生保護マスコットキャラクター ホゴちゃん サラちゃん

令和6年9月 法務省保護局



### 更生保護の実施体制

### ~様々な立場から更生保護を支える人がいます~

### 法務省保護局

保護観察官と共に立ち直りを支え

「保護観察」の対象となった人の

生活を見守り、様々な相談にのっ

(R6.1.1)

たり指導をしたりしています

る民間ボランティアです

更生保護に関する企画立案など を行っている。

#### 地方更生保護委員会

高等裁判所の管轄区域ごとに設置 される地方支分部局。主として仮 釈放等の事務を行っている。

全国 8 か所



#### 保護観察官

心理学、教育学、福祉及び社会学 などの専門的知識に基づき指導や 支援を行い、立ち直りを支える国 家公務員です

#### 保護観察所

地方裁判所の所在地に設置され る地方支分部局。更生保護の第一 線の実施機関。

全国50か所 (都府県1か所、 北海道4か所)

官民協働態勢

### 更生保護を支える民間ボランティア・団体



### 住居

#### 更生保護施設など

刑務所等を出た後、帰る場所がな い人たちに、一定期間、宿泊場所 を提供し、社会復帰に向けた支援 などを行う民間の施設です

46,584人

102施設 (R6.4.1)



#### 協力雇用主

犯罪・非行歴のため仕事に就くこ とが難しい人たちを、その事情を 理解した上で雇用し、立ち直りを 支援する事業者です

24,968人 (R5.10.1)



#### 更生保護女性会

女性の立場から、地域における犯 罪予防活動や子育て支援活動など を行うポランティア団体です

120,742人

(R6.4.1)



#### BBS会

様々な問題を抱える少年たちと一 緒に悩み、学び、楽しむ青年ボラ ンティア団体です

4,487人

(R6.1.1)

### 更生保護の役割等 〜刑事司法手続のアンカーを担います〜

### 生活環境の調整

刑務所・少年院に収容中の人について、保護観察所が、釈放後の帰住地の状況を調査し、<u>適当な住居や仕事を確保</u>するなど、釈放後の生活環境を調整する制度です。

### 仮釈放等

地方更生保護委員会の許可により、刑務所や少年院に収容されている人を、定められた収容期間満了前に仮に釈放等させる制度です。対象となった人は、保護観察になります。

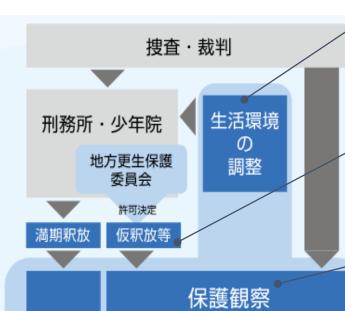
### 保護観察

対象となった人について、保護観察官と保護司が、本人の生活状況を把握し、必要な指導(例:専門のプログラム)や、**支援(例:住居や仕事の確保など**)を行う制度です。

### 更生緊急保護など

更生緊急保護は、本人からの申出に基づいて、生活上の相談に乗り、必要に応じて、**宿泊場所や食事の提供**、就職の援助などを行う制度です。

その他にも、地域住民・関係機関からの相談に応じ、情報の提供・助言その他の必要な援助を行う制度があります。



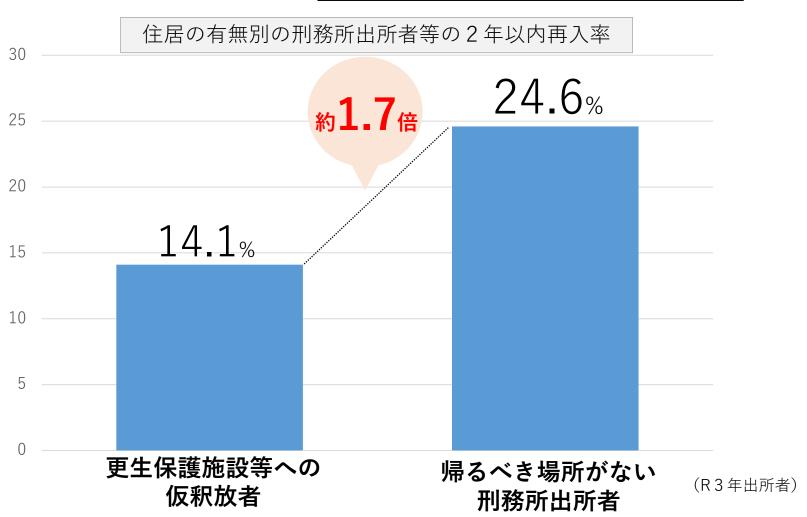
更生緊急保護 など

保護観察所

### 刑務所出所者等に対する居住支援の必要性①

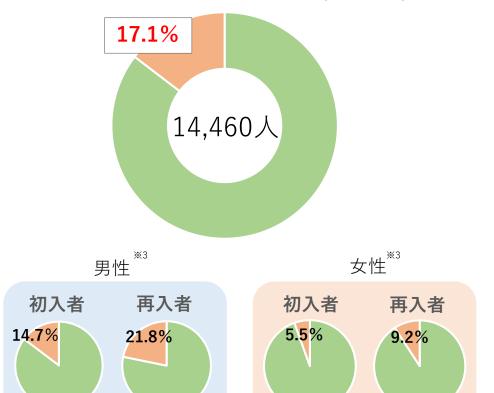
### 帰るべき場所がない刑務所出所者等は

仮釈放者と比較して 再犯リスクが高い

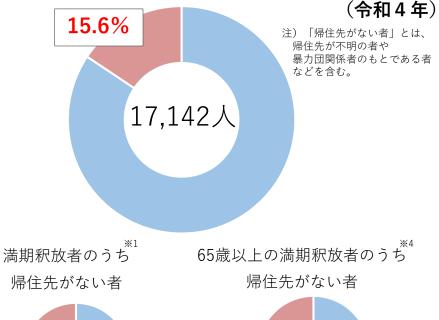


### 刑務所出所者等に対する居住支援の必要性②

新受刑者のうち住居不定の者の割合(令和4年)\*\*



### 刑務所出所時に帰住先がない者達の割合



- 新受刑者のうち、約17.1%は住居不定
- 初入者より再入者の方が、また、女性より 男性の方が住居不定の割合が高い
- 出所者のうち、<u>約15.6%</u>が帰住先なし
- 満期釈放者においては、**約42.6%**が帰住先なし

帰住先確保のための居住支援が重要

42.6%

(曲出)

※1 令和4年矯正統計年報

44.1%

※2 令和5年版再犯防止推進白書

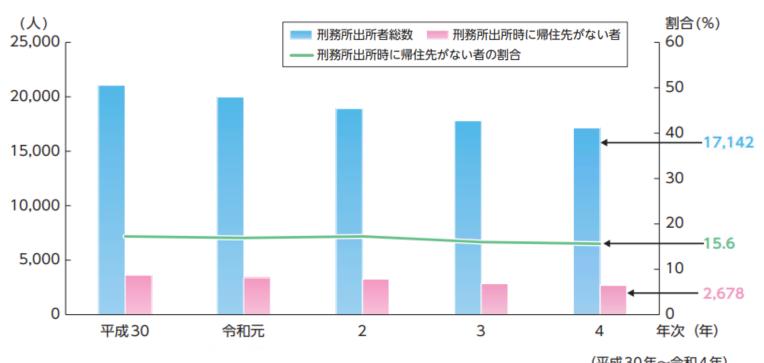
3 令和 5 年版犯罪白書

6A 注終名調杏による

### 刑務所出所者等に対する居住支援の必要性③

刑務所出所時、

### 適切な帰住先がない者の割合は高止まり



(平成30年~令和4年)

年 次	刑務所出所者総数	帰住先がない者
平成30年	21,060	3,628 (17.2)
令和元年	19,993	3,380 (16.9)
2	18,931	3,266 (17.3)
3	17,809	2,844 (16.0)
4	17,142	2,678 (15.6)

### 再犯防止に向けた取組 ~第二次再犯防止推進計画~

### 第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた"息の長い"支援を実現すること。
- ② **就労や住居の確保のための支援をより一層強化すること**に加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び**民間協力者を含めた地域の支援連携** (ネットワーク)拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、**国・地方公共団体・民間協力者等の連携**を更に強固にすること。

### 7つの重点課題とその具体的施策

- ① 就労・住居の確保▶
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ③ 学校等と連携した修学支援
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的 な指導
- ⑤ 民間協力者の活動の促進
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備

### (具体的施策) 地域社会における定住先の確保

ア 居住支援法人との連携の強化【施策番号22】 法務省は、国土交通省の協力を得て、保護観 察対象者等の住居の確保のため、**居住支援** 

**法人との連携を強化**し(略)更なる連携 の方策を検討する。

また(略)住宅確保要配慮者に該当する者に対して、賃貸住宅に関する情報の提供及び相談の実施に努めるとともに(略)入居を拒まない賃貸人の開拓・確保に努める。

### 住宅セーフティネット制度における 刑務所出所者等の位置づけ

### 法律で定める者

- ① 低額所得者 (月収15.8万円(収入分位25%)以下)
- ② 被災者 (発災後3年以内)
- ③ 高齢者
- ④ 障害者
- ⑤ 子ども (高校生相当まで) を養育している者
- ⑥ <u>住宅の確保に特に配慮を要するもの</u> として国土交通省令で定める者

### 国土交通省令で定める者

・外国人 等

(条約や他法令に、居住の確保に関する規定のある者を想定しており、外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、**矯正**施設退所者等、生活困窮者など)

・東日本大震災等の大規模災害の被災者 (発災後3年以上経過)

## 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(第3条)

⑧ 更生保護法(平成十九年法律第八十八号)第四十八条に規定する保護観察対象者若しくは売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第二十六条第一項に規定する保護観察に付されている者又は更生保護法第八十五条第一項(売春防止法第三十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する更生緊急保護を受けている者

### 刑務所出所者等に対する居住支援①

### ~更生保護施設~

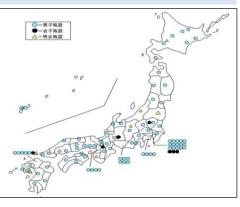
### 更生保護施設の役割

- ◆ 帰るべき場所がない刑務所出所者等に対し、国の委託を受けて宿泊場所の供与、食事の給与、生活指導等の保護を行う 民間施設(刑務所出所者等に対する住居確保による社会復帰支援の中核的担い手)
- ◆ 仮釈放者の約3割を収容保護するなど、国の刑事政策上の基本的制度を維持する上で必要不可欠な施設

#### 更生保護施設における処遇

- SST(社会生活技能訓練)、酒害・薬害教育等、特性に応じた多様な指導や支援[特定補導]を実施するなど、入所者・ 退所者等の地域移行と再犯防止を推進
- 全国77施設に福祉スタッフを配置し、高齢・障害者を受け入れるための取組を実施(H21年度~) (主に少年を受け入れる更生保護施設(3施設)にも福祉スタッフを配置(R4年度~))
- 全国25施設に薬物専門スタッフを配置し、薬物依存からの回復に向けた重点的な処遇を実施(H25年度~)
- 全国19施設に訪問支援スタッフを配置し、更生保護施設退所者等に対して訪問により生活相談等を行う取組 [訪問支援事業] を実施(R3年度~)

### 保護の概況



各都道府県に1施設以上設置

(R6.4.1現在)

◆施設数 102施設

◆定 員 2,403人



■男子施設 ■女子施設 ■男女施設

### 体 制

#### ◆経営主体

更生保護法人99施設社会福祉法人1施設NPO法人1施設一般社団法人1施設

- ・収入の8割以上が、国から支弁される更生保護委託費であり、財政基盤が脆弱な法人が多い。
- ◆職員体制
- ·常勤職員 5名程度
- ・非常勤職員(調理員、宿日直職員等)を配置

# 刑務所出所者等に対する居住支援② ~ 自立準備ホーム~

### 更生保護施設

- 更生保護施設は、生活基盤が確保できない刑務所出所者等の最後の砦
- 一方で、行き場のない刑務所出所者等は多数に上っており、多様な受皿を確保することが必要



H23年度~

新たな仕組みが必要

### 緊急的住居確保·自立支援対策

保護観察所 業務 指示 (自立準備ホーム)等 (食事の提供) 施設の一室

- 更生保護施設以外の宿泊 場所を確保している法人等 が、「住居」と「生活支援」を 一体的に提供
- ・ 毎日対象者と接触し、日 常生活の支援や自立に向 けた支援を実施
- ・「食事」の提供も可能



立

自

路上生活者を支援するNPO法人、薬物依存症者リハビリテーション施設を運営するNPO法人等で、事業を確実に実施できると認められる事業者

### 刑務所出所者等に対する居住支援 ~更生保護施設等の課題~

- **更生保護施設等は一時的な住居**であり、入所した出所者等は、自立の ために必要な資金を確保するなどして、一定期間の経過後には退所し ていくことが求められる。
- 更生保護施設等に入所した出所者等の多くは、頼ることができる親族等がいないことから、自立先(施設退所後の住居)を調整・確保するに当たって様々な困難が生じやすい。
- 更生保護施設退所後、居所(住まい)不安定な生活を過ごす中で、再 犯のリスクが高まる。

### 更生保護における居住支援法人との連携

### 住まい支援の連携強化のための連絡協議会

- 住まい支援の関係省庁(国土交通省、厚生労働省、法務省)及び関係団体で構成
- 生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、刑務所出所者等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉分野・住宅分野等のより一層の緊密な連携を図る。

### 居住支援協議会への参加

133件

● 保護観察所等が居住支援協議会に参加し、更生保護制度を説明

(R5年度)

等

### 居住支援法人と連携した事例

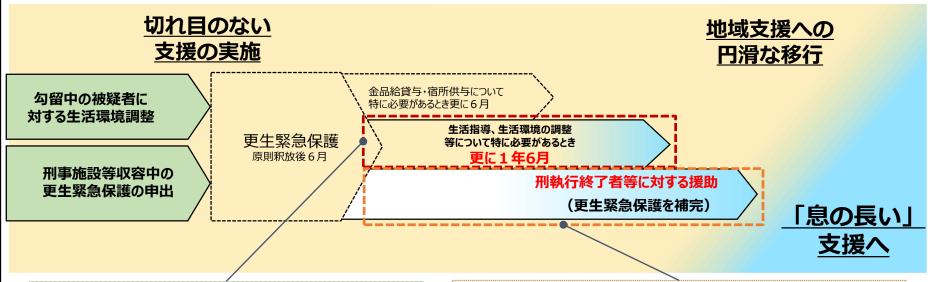
163件

(R5年度)

- 更生保護施設入所者に対して、居住支援法人が施設退所後の住居確保(契約手続支援含む)と見守り支援を実施
- 受刑者について、保護観察所が生活保護窓口と事前調整を行い、居住支援法人が出所後の 住宅確保、医療機関受診、生活支援等を実施
- 保護観察所、更生保護施設、社会福祉協議会、居住支援法人、対象者でケース会議を実施
- 居住支援法人に対して、保護観察所が対象者の問題行動への対応方法等を助言
- 保護観察所が更生保護施設職員に対する研修に居住支援法人職員を講師として招聘

### 刑法等の一部を改正する法律による更生保護法等の一部改正① ~更生緊急保護の拡充、刑執行終了者等援助の創設~

刑事手続の入口から出口・地域までのシームレスな支援の推進



生活環境の調整等を行う 更生緊急保護の期間を 最長1年→2年に拡大

(本人の申出が必要)

刑執行終了者等の改善更 生等のための情報提供・助言 等の援助の創設

(本人の申出は不要・その意思に反しないことを要確認)

刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解 かれた人のうち、親族からの援助や公共の衛生福 祉に関する機関等からの保護を受けることができ ない場合などに、緊急的に、必要な援助や保護の 措置を実施することにより、凍やかな改善更生を 図るもの

#### 【対象】

- 満期釈放者·仮釈放期間満了者
- 保護観察に付されない執行猶予者
- 検察官が直ちに訴追不必要と認めた者
- 罰金又は科料の言渡しを受けた者
- 少年院退院者・仮退院期間満了者など 生活指導 など

#### 【措置内容】

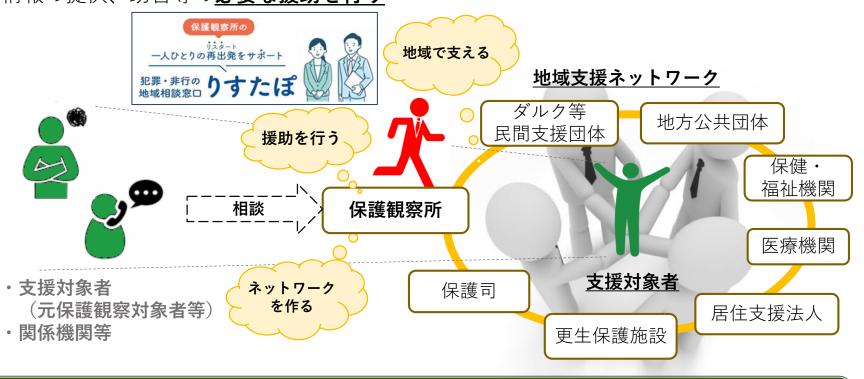
- 宿泊場所の供与(更生保護施設や自立準備 ホームへの宿泊保護委託)
- 金品の給貸与(食事・衣料の給与等)
- 宿泊場所への帰住援助(旅費給与)

# 刑法等の一部を改正する法律による更生保護法等の一部改正② ~ 更生保護に関する地域援助~

### 「息の長い」社会復帰支援の推進に向けた「更生保護に関する地域援助」の実施

### 【更生保護に関する地域援助】

保護観察所が、犯罪をした者等の改善更生や犯罪の予防のため、 地域住民又は関係機関等からの<u>相談に応じ</u>、 情報の提供、助言等の**必要な援助を行う** 



保護観察所が支援対象者に対して自ら援助を行うとともに、 地域の支援に円滑につなぐことを可能とする地域支援ネットワークの構築に取り組む

### 更生保護地域連携拠点事業

○関係機関等との連携に関するノウハウを有する民間事業者が、保護観察所から委託を受けて実施 ○令和4年10月から、全国3庁(旭川、さいたま及び福井保護観察所)で実施

地域の支援団体

参画

### 更生保護

- 保護司会
- 更牛保護協会
- 更生保護女性会
- 更生保護施設
- BBS会

### 仕事

- 就労支援 事業者機構
- 協力雇用主
- ハローワーク

### (民間事業者) 更生保護地域連携拠点

※コーディネーターを配置 支援者からの相談窓口

ネットワーク参画の働き掛け 団体間の連携推進、活動支援



満期釈放者など

地域支援 ネットワーク 委託•連携

### 保護観察所

※保護観察官が協働

更生保護の専門知識を 活用した支援・助言等



- 地方公共団体
- •居住支援法人
- 自立準備ホーム

### 医療•福祉

- 地方公共団体
- 医療機関
- 福祉団体
- 社会福祉協議会

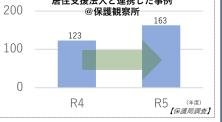


頼れる人や居場所がなく、孤立しやすい満期釈放者などを地域全体で支えます。

### 令和7年度概算要求状況(刑務所出所者等居住支援研修の実施)

- ○適切な住居がない刑務所出所者等は、ホームレスに陥るなどして再犯 リスクが高い
- ○**令和6年5月に改正住宅セーフティネット法案が成立**したところ、適切な住まいの確保が困難な者の居住支援に当たり、**住居確保のノウハ ウを有している居住支援法人との一層の連携が不可欠**
- ○<u>居住支援法人数は大幅増加</u>にもかかわらず、<u>実際の連携件数は横ばい</u>
- ○この背景として、**保護観察官等の居住支援法人の取組に関する知識や 居住支援法人との連携に関するノウハウ等が不足**が挙げられる
- ○第二次再犯防止推進計画:「**居住支援法人との連携強化**」が明記





### 地域の実情に応じた「刑務所出所者等居住支援研修」を実施

#### 研修の概要

#### 【目的】

法改正を踏まえた居住支援法人の取組や居住支援 法人と連携した居住支援のノウハウを習得させる

#### 【参加者】

保護観察官(居住支援担当)、更生保護施設職員

#### 【実施場所】

効

全国8か所@地方更生保護委員会



- ・ 保護観察官等の知識・スキル向上
- 居住支援法人との連携強化

外部有識者の 居住支援の展望と 居住支援法人の 居住支援事例検討 取組紹介① 講義・演習 地方更生保護 外部有識者(研究 外部有識者 地方整備局 居住支援法人A 委員会 者・弁護士等) 居住支援法人A 居住支援法人の取組紹介② 居住支援における 座談会 居住支援保法人の 不動産業の役割 〇月〇日 取組紹介・ 事例検討 地方更生保護委員会 居住支援法人B 不動産会社

13:00

<u>刑務所出所者等の</u> 安定的な居住先の確保

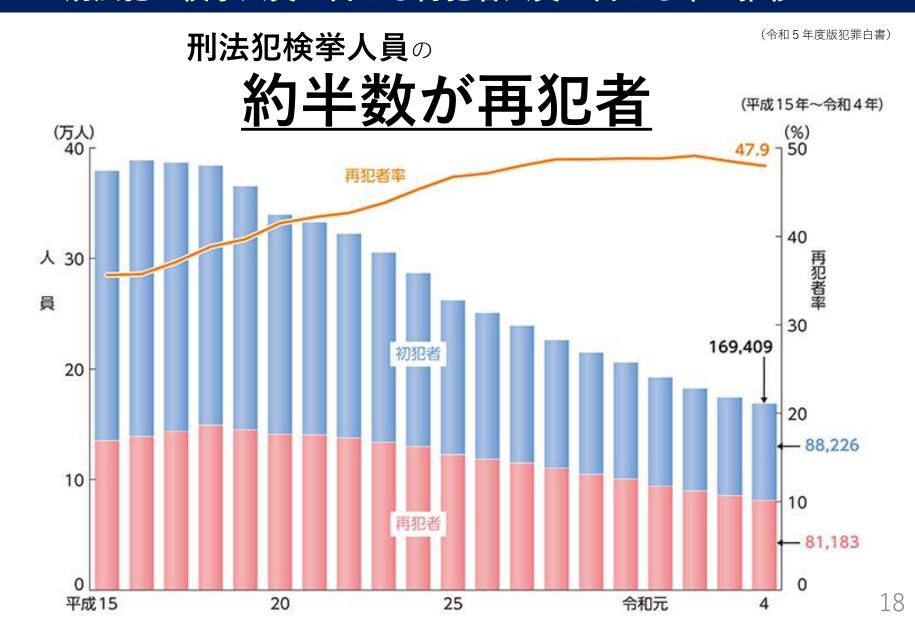
### 再犯防止の一層の推進

16

## 参考資料

### 再犯防止の必要性

~刑法犯の検挙人員に占める再犯者人員が占める率の推移~

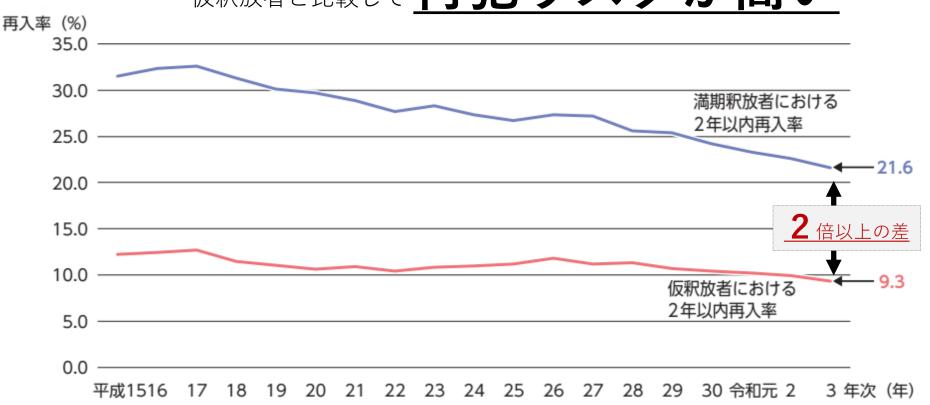


### "息の長い"支援の必要性

~出所受刑者の2年以内再入率の推移(釈放事由別)~

## 満期釈放者は

仮釈放者と比較して再犯リスクが高い



仮釈放者(刑期満了の前に仮に釈放された人)

→残刑期間は保護観察を受けなければならない。

満期釈放者(刑の執行が終わった人)

→更生緊急保護を申し出れば支援が受けられる。19

### 再犯防止に向けた取組 <u>~再犯防止推進法と再犯防止推進計画~</u>

### 再犯防止推進法 (平成28年12月施行)

再犯の防止等に関する施策について、基本的理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯防止施策の基本となる事項を定めたもの

### 再犯防止推進計画(平成29年12月閣議決定)

- 再犯防止推進法第7条に基づき、再犯の防止等に関する背策の総合的かつ計画的な推進 を図るため、政府が取り組むべき具体的な施策での基本事項を定めたもの
- 同法第7条第6項により少なくとも5年ごとに見直すこととされ、第一次の再犯防止推進計画は、令和4年度末をもって計画期間が終了

### 第二次再犯防止推進計画 (令和5年3月17日閣議決定)

- 第一次計画の施策の取組状況や課題等を踏まえ、再犯防止の取組の更なる深化・推進を 目的として策定されたもの
- 計画期間は、令和5年度から令和9年度末までの5か年

### 【御案内】安全・安心な社会を目指すシンポジウム



第74回社会を明るくする運動

産官学連携 再犯防止推進

安全・安心な社会を 目指すシンポジウム

#### スケジュール

13:00

第一部 各団体の取り組みについて

15:20 休憩

13:05

パネルディスカッション

17:00

立食での懇親会(会費制)

19:30 閉会

17:30

#### 各団体の取り組みについて

押切久遠 法務省保護局長

南野栄一 北九州市総務市民局 安全・安心担当理事

野口養弘 福岡県協力雇用主会会長 平野美紀 香川大学法学部教授

さぬき再犯防止プロジェクトPROS

早稲田大学広域BBS会

平田敦之 滋賀県・彦根保護区更生保護ネットワーク協議会 彦根保護区保護司会会長

後藤英紀 丸善雄松堂株式会社 地域共育事業本部

※事情により講演者が変更する場合がございます。あらかじめご了承ください。

#### パネルディスカッション

「再犯防止のための地域による包摂を進めるためには」

コーディネーター

平野美紀. 香川大学法学部教授 パネリスト

押切久遠 法務省保護局長

南野栄一 北九州市総務市民局 安全・安心担当理事

さぬき再犯防止プロジェクトPROS

早稲田大学広域BBS会

平田敦之 滋賀県・彦根保護区更生保護ネットワーク協議会

彦根保護区保護司会会長 西川仁 株式会社丸善ジュンク掌書店社長

後藤英紀 丸善雄松堂株式会社 地域共育事業本部

#### アクセス



#### 東京ダイヤビルディング5号館1階TDBホール

#### 東京都中央区新川1-28-23東京ダイヤビル5号館1階

最寄りの交通機関

東京メトロ東西線「茅場町駅」3番出口 徒歩10分 東京 外口日比谷線 「茅場町駅」 1番出口 徒歩8分 JR京葉線「八丁堀駅」B4番出口 徒歩8分

#### シャトルバス

東京ダイヤビルディングと茅場町駅・八丁堀駅(亀島 橋)・八重洲地下街入口・日本橋駅間を運行する無料 シャトルバスがございます。併せてご活用ください。 詳細は右のQRコードからご覧いただけます。



#### 早稲田大学広域BBS会

早稲田大学広域BBS会

BBSは (3)ig 3 rothers and 3 isters の略

ポスターを作りました!!

非行など様々な生きづらさを抱えた少年少女に対し、お兄さん・お姉さんのような立場で

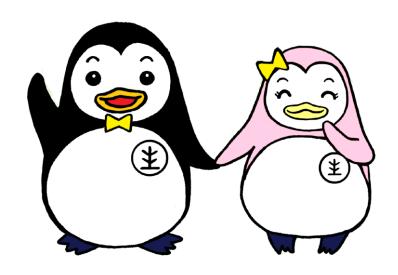
ともに悩み、学び、楽しむ青年ボランティア運動

#### どんな活動をしているの?

非行や不登校、虐待など、保護観察中の少年少女や様々な生きづらさを抱えた子どもたちに対し、 お兄さん・お姉さんの立場で接するボランティア活動をしています。同世代であることを生かし、 同じ目線で子ども違に寄り添い、話し相手になったり、遊んだりします。 また、施設見学や研修会など、年間スケジュールに記載のない単発のイベントもあり、最近では

子ども食堂での学習支援など、活動の幅を広げています。

### 住宅・福祉の関係機関と連携した 「刑務所出所者等(住宅確保要配慮者)」の居住支援



更生保護のマスコットキャラクター 更生ペンギンのホゴちゃん・サラちゃん

御清聴ありがとうございました。